

4 番	松原 大介 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
1. 消防広域化の決定を急ぎ、消防新庁舎建設を進めるべき 【質問趣旨】 消防新庁舎の整備については、苗場町にある現庁舎が大規模改修工事のままならないほど限界を迎えており、市役所西側での新庁舎建設が、消防職員はじめ、多くの同僚議員、各会派からも望まれています。 消防広域化についても、これまで活発に議論が行われており、令和5年に新庁舎建設を見送った後、広域化の判断と新庁舎建設の連動性については確認がされています。 今回は、「広域化に伴う新築」に対しての国の財政措置の期限が迫ってきているため、 (次ページへ)	(1) 消防広域化研究会の現状と消防広域化協議会への参画について (2) 広域化と消防新庁舎建設に対する本市の意向について	① 令和8年3月定例会における答弁によりますと、「名古屋市を中心とした8消防本部10市町による消防広域化研究会の、最終的な研究結果は令和7年度末になる見込み」とのことでしたが、その研究結果について伺います。 ② 同じく「消防広域化協議会への参画の判断時期については、研究会から示される期日まで、他市の状況を鑑み検討・実行していきたい」とのことでしたが、「令和8年度に判断」との答弁もあります。研究会から具体的な期日は示されたのか伺います。 ① 広域化に参画するか否かについて、他市の状況によって、本市の意向はどの程度変わるものであるのか、具体的に「名古屋市と尾張旭市と本市の3市」の場合と、「名古屋市と本市の2市」の場合では、判断が変わるものなのか伺います。 ② 消防新庁舎建設について、「広域化に伴う新築」に対しての国の財政措置である緊急防災・減災事業債は、地方債充当率100%、そのうち交付税参入率70%であり、財政的メリットは極めて大きいと考えます。その獲得の可能性を求めて新庁舎建設を見送ったことに関しては一定の理解ができますが、現消防庁舎の状況からも新庁舎建設は待ったなしの状況であります。同じ認識で間違いないか伺います。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。

2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。

3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

4 番	松原 大介 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
広域化の判断を早急にすべきであるという趣旨において質問していきます。	(3) 広域化参画と消防新庁舎建設に向けて本市が行うべきことについて	① 広域化参画について、「他市の状況を鑑み検討すること」は、他市も同様と考えます。他市に対して、本市の意向（条件による可変性も含めて）を明確に示すことは他市の判断を促す意味においても重要と考えますが、それは実行しているのか、消防新庁舎建設までにかかる期間と令和12年度までの国の財政措置の期限を鑑みれば、すでにその時期は迎えていると考えますが見解を伺います。 ② 消防新庁舎建設について、広域化によって国の財政措置を受けられるかどうかは大きな焦点であるものの、「消防」という機能維持のためには消防新庁舎建設はこれ以上先送りできるものではないと考えます。広域化の結論が出次第、広域化の実施の有無に関わらず、消防新庁舎建設へ向けた予算計上は必要と考えますが見解を伺います。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

4 番	松原 大介 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
2. 瀬戸市公益活動団体応援寄附金の正しい運用について 【質問趣旨】 本市では、ふるさと納税（企業版・個人版）を活用し、本市のまちづくりを応援したいと考える企業や関係人口・市民からの寄附を財源として公益活動を行う団体を支援することで、地域課題の解決、活性化に取り組むとして、瀬戸市公益活動団体応援寄附金を創設しました。 今年度はスモールスタートとして法人格を有する団体のうち学校法人を対象としています。 制度設計としては、寄附者から見たとき、市に対して (次ページへ)	(1) 制度創設の経緯と趣旨について	① 瀬戸市公益活動団体応援寄附金の創設にあたって、どのような経緯や提案を踏まえ、行政としての立案に至ったのか伺います。 ② 公益活動団体について、一定の要件を満たす公益活動を行う団体で、市が審査し、指定できる対象団体として登録された団体としていますが、第1段階は、法人格を有する団体のうち学校法人を対象としたスモールスタートとしています。なぜ第1段階と第2段階に分けたのか、なぜ第1段階の対象を地域活動団体や福祉団体などではなく学校法人としたのか伺います。 ③ 令和7年度の「事業評価」と「対話」による事業見直し等における、方向性④「歳入強化による財源の確保・充実」の見直し内容では、「企業版ふるさと納税による寄附を活用した、私立学校や福祉施設等の地域課題解決に取り組む団体の支援につながる仕組みを検討する。」とされていました。本制度の第一義としては、「地域課題の解決、活性化に取り組む」ことであるのか、「団体の支援」であるのか、どちらであるのか伺います。 ④ 団体指定された寄附金のうち、2割を本市の歳入へ、8割を指定された団体へ支援金として交付すると伺っていますが、この割合とした根拠について伺います。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。

2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。

3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

4 番	松原 大介 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
団体（学校法人）を指定して寄附をすると、寄附金のうち2割を市、8割を団体（学校法人）へ支援金として交付することになっています。 今回は、この制度の正しい運用を目的に、公金としての使途のチェックの仕組みや、企業版ふるさと納税制度を使ったスキームを使用した場合の懸念について質問していきます。	(2) 企業版ふるさと納税を使ったスキームを使用した場合について	① 市のふるさと納税を活用する今回のスキームは、団体を指定しようとも、一度市に寄附されることから、その寄附金は公金になります。特に企業版ふるさと納税を活用する場合、使途は市の地域再生計画（本市では第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略）に合致している事業であり、公益性が高い必要があります。どのような使途を想定し、どのように地域再生計画に合致させていくのか伺います。 ② 企業版ふるさと納税は、寄附額の最大約9割が法人関係税から税額控除される仕組みです。寄附を行う企業は、本社の所在が瀬戸市外であり、寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。これは自治体と企業の癒着を防ぐためですが、この視点において、現在どのように運用されているのか伺います。 ③ 瀬戸市公益活動団体応援寄附金について、本市の企業版ふるさと納税を使ったスキームを使用した場合、自治体と企業の癒着を防ぐという視点、この場合では団体（学校法人）と寄附企業の癒着を防ぐという視点において、どのように運用されるのか伺います。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

4 番	松原 大介 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(3) 正しい運用のためのチェック機能について	① 公益活動団体が実際に使用する支援金（公金）の使途について、公益性の高い事業に使われることが前提になると考えますが、使途のチェックをどのように行っていくのか伺います。 ② 公益活動団体と寄附企業の関係性については、地方公共団体の厳格な入札制度を持たない民間団体間の取引のため、厳重にチェックする必要があります。両者が日頃から受発注関係にある場合や、公益活動団体が予定している使途の主要な請負者に寄附企業になり得る場合、もしくは寄附後に両者の取引が始まった場合など、9割控除を受ける寄附金の8割が支援金（公金）として公益活動団体に渡り、受発注により寄附企業に還っていく寄附金還流が起こる懸念があります。これらを防ぐチェック機能をどのように担保するのか伺います。 ③ 本市の企業版ふるさと納税については、企業名の非公表（匿名寄附）についてどのような運用としているのか、寄附金還流が起こる懸念があるため、瀬戸市公益活動団体応援寄附金については、企業名と金額を公表としていく必要があると考えますが見解を伺います。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。